八王子市告示第 289 号

土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 11 条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第３項において準用する法第６条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和 8 年 9 月 29 日

八王子市長　初　宿　和　夫

記

1　形質変更時要届出区域

別図のとおり（住所地：八王子市長沼町 1304 番 1 の一部）

2　土壌汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号。以下「省令」という。）第 31 条第 1 項の基準に適合していない特定有害物質の種類

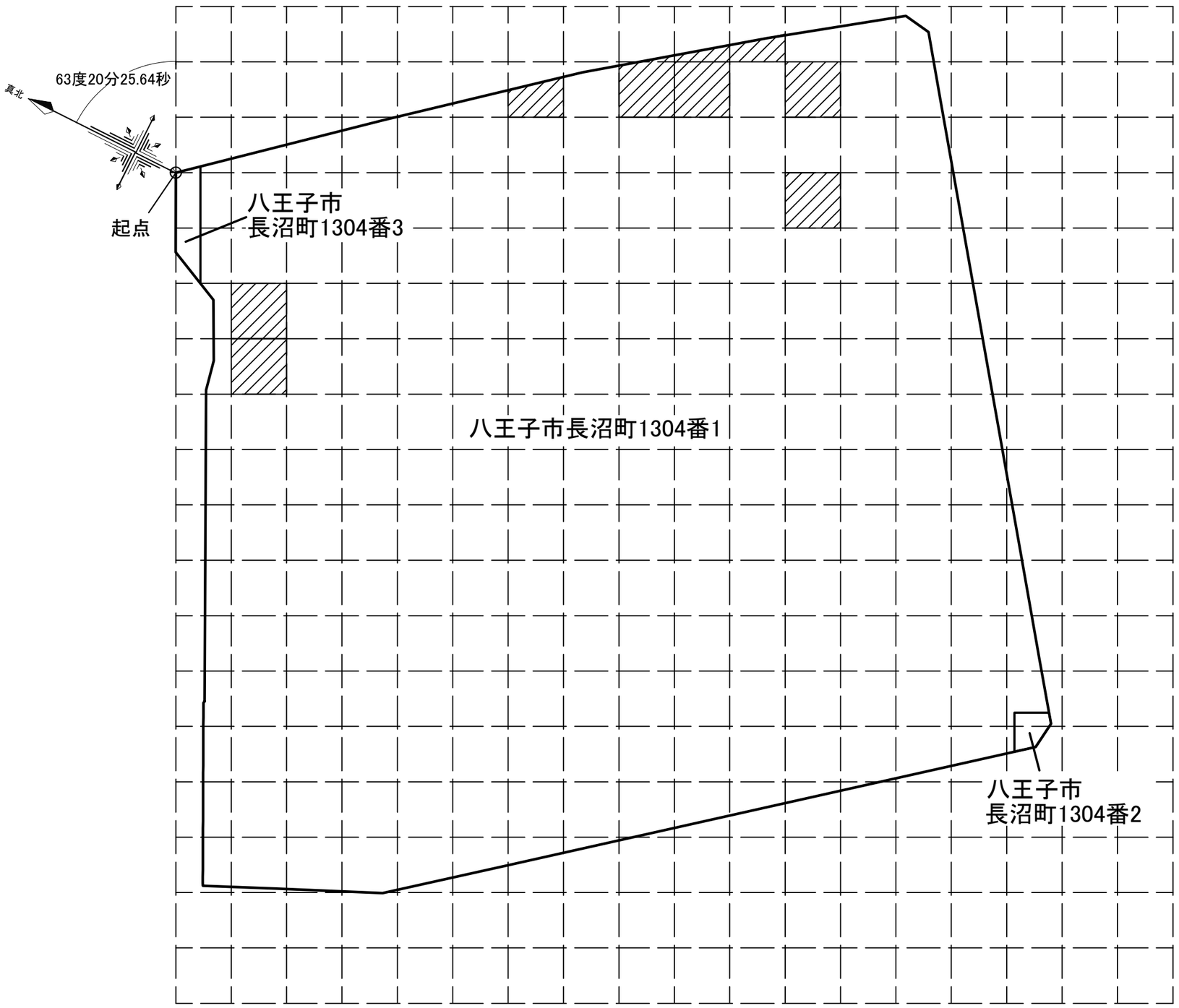
ふっ素及びその化合物

3　省令第 31 条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

＜問合せ先＞
環境部環境保全課

別図



【起点】
起点は座標値（X=-38922.886、Y＝-42655.394）とする。

【凡例】
- 調査対象地
- 単位区画
- 形質変更時要届出区域

【格子の回転角度（63度20分25.64秒）】
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び
南北方向に引いた線並びにこれらと平行して
10m間隔で引いた線により構成されている格子を、
起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。